育の展開としては必要だと考える。19年度には、具体的な方法を出しながら検討して行きたい。

福祉関係について

問 **少子高齢化対策、介護保険、居宅サービスの取り組みについて。**

答 和水町の出生数4月～11月迄52名と少ない状況下で乳幼児の医療費については、小学校6年迄支給しています。子育て育成については、前向きに検討を進めて行きます。

介護保険及び、在宅寝たきり老人手当支給について

問 **現在一日500円の手当を倍の1、000円に引き上げてはどうか。**

答 今後在宅介護の方向に進めるべきで介護保険料の引き下げにも繋がるので検討して行きたい。

企業誘致の取り組みについて（担当職員の配置してはどうか伺いたい。）

問 町長、自ら県の企業立地課に積極的に接し、情報収集に努め、又、担当職員を配置し企業誘致に努めて行きます。

税務関係について

問 **平成19年度税収の見込み、交付金の見込みについて伺います。**

答 税収の見込みについては国から地方へ、住民税の税源移譲が3兆円あるので、1億円の増収が見込まれます。その他の税収については、18年度と同額程度を予測しています。

地震による耐震検査について伺いたい。

問 **特別養護老人ホームも築後34年経過して老朽化が進み地震の発生等で災害が心配されるが改築の予定はないか、地震による耐震検査について伺いたい。**

答 今の建物は、老朽化が進み、構造上、更衣室、ユニット化が主流の他の民間の施設との差が大きく、入所者あっての施設ですので、近い将来改築する必要が出て来ると思います。議員の皆さん方の御指導をお願いしたい。

地震に対する耐震強度の検査結果平成15年6月耐震一次診断を行いましたが、大規模な補強または改築が必要であると診断が出ている所です。幸い、利用者が入所されている部屋とは別の所なので、大規模な地震が発生しても直接的な影響はないと考えています。

特別養護老人ホーム『きくすい荘』

髙巣 泰廣議員

品目横断的経営安定対策について

問 農水省は19年度から、米・麦・大豆等の土地利用型作物について、従来の価格安定対策から経営そのものに直接支払う対策へ移行する。

従来の全ての農家から担い手へ限定する制度へ大転換する政策へ変更するが、我が町の農業にはハードルが高すぎる。特に高齢化が急速に進むなか優良農地の耕作放棄等が増加傾向にある。

又担い手不足の状況下、農地の集約による規模拡大は厳しい状況にある。

以上の事から現在検討中及び既存の米・麦共同乾燥施設を中核とした集落営農組織の育成が急務と思われる。

まずは作業の受委託・機械の共同利用、農地の集約化など取り組み可能な部分から取り組むことが重要ではないか。まずは管内2～3カ所をモデル的に集団組織を育成することが今後の対応策として必要と思われる。

以上の事から今後「品目横断的経営安定対策」事業にどの様に対応するか伺いたい。

一、品目横断的経営安定対策は認定農業者と集落営農組織が対象と聞いているが、今後我が町の認定農業者の増加見込みはあるか。

又増加する施策はあるか。

二、集落営農組織の設立は考えているか。

三、町は19年度から取り組む農業振興政策は考えているか。

四、18年度までの麦作付者は21名であったが、19年度は7名と聞いている。20年よりの麦振興対策は行なって行くのか。今後カバー率を上げる対策は講じるのか。

五、大豆は18年度までの作付者は42名である。19年度は生産調整との絡みもあるが、大豆の対応はどうするか。

答 一、現在の認定農業者数は136名である。今後認定農業者が経営移譲の方向になると予想されるので、横ばいで推移すると思われる。

認定農業者などの育成支援により、認定農業者へ農地の流動化が図られ、規模拡大に繋がり活性化が図れると思う。

二、集落営農組織の設立は現状対策の条件である、作付面積に達する地区はない。今後米の生産、価格等に係る国の施策が明確になった場合に集落営農組織の設立が必要と思われる。

当町の取り組みとしては、まず集落での農業機械の共同利用・共同作業を重点とした集落営農組織の設立を推進する。

三、19年度から取り組む振興方策としては、耕作放棄地の解消策として、町単独補助事業で実施中の農地流動化事業・中山間地域等直接支払制度事業の継続実施と合せて、農地・水・環境保全向上対策事業及び集落営農組織の設立を図り耕作放棄地等の解消を推進していく。

四、麦振興対策としては。18年度迄は21名の作付であったが、19年度の、麦「品目横断的経営安定対策」事業取り組みとして4名が加入申請作付された。

残り17名は、未生産調整用、自家消費用の作付である。今後の麦作振興は、作付されない17名の過去実績を加入申請者4名でカバー出来る様、協議調整して行く。

五、大豆「品目横断的経営安定対策」の加入申請は2名である。2名以外は麦同様、米の生産調整に伴う作付け、自家消費用の作付である。

作付は現状の作付を維持しJAで実施の加工グループへの販売強化を図って大豆振興を図っていく。

農地・水・環境保全向上対策の取り組みについて

問 **少子高齢化社会の進展は農地の荒廃化、集落の公役出役者減少、伝統行事等の伝承が困難化すると共に、地区民の対話減少による、ムラを守る共同意識の希薄化が進む今日、農地、水、環境保全向上対策事業は、自分達の地区は自ら守るという意義を譲成する為にも最適の事業と思われる。**

菊水西地区共同作業

又現在64の行政区があるが今後行政区の統合、見直しもさけて通れない現状下、本事業は、圃場整備事業や農業用水系等複数の集落横断的結合し、一事業体として取り組む必要があり、将来の行政区統合化へ誘導する、地ならしをするには最適である。

よって次の点を伺いたい。

一、現在の推進状況と今後の取り組み策について伺いたい。

二、本事業による受益面積はどの程度か、又カバー率はどうなるか。

三、本事業は町責の負担が生ずるが、事業規模はどの程度になるのか伺いたい。

答 一、区長会又集落説明会を開催し推進を図っている。又本事業は5年継続事業であり途中参加は出来ないので、承知の徹底を図っている。現在21地区において取り組みの希望が出ている。今後の予定は1月県ヒヤリング・2月地域活動計画決定・3月町との協定締結・4月事業地区申請及び活動開始と予定されている。

二、受益面積と全体のカバー率は現在21地区・取り組み面積は田249ha・畑83haの合計332haとなっている。全体カバー率は田32％、畑12％全体で22％となっている。

三、次に町の負担であるが、支援金は田で10アール当り、4、400円、畑で10アール、2、800円であり、支援金の合計は1、300万円になり、負担区分は国2分の1、県4分の1、町4分の1となっており町の負担額は330万円となります。

森　恵子議員

総務省要請の新地方行革指針における行財政改革大綱に基づく集中改革プランについて

問 町の建設計画書に基づいた行財政改革大綱並びに集中改革プランの作成は急務を要するものと思う。現時点で作成作業の進展状況はどうなっているか。公表はいつ頃になるか。又、プランの推進期間はどのくらいか。

答 この集中改革プランは